

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)										国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I ~ IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等					
あわじ環境未来島特区	836	小型蒸気発電機導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続不要措置の適用	・蒸気発電機の導入前に労働安全衛生法適用のボイラーについては、当該発電機の導入後も電気事業法適用に変更せず、平成23年3月14日付け経済産業省告示第38号第4条の内容を適用する。 ・個々の発電装置が「出力300kW未満、最高使用圧力2MPa未満、最高使用温度250℃未満、タービン本体が発電機と一体で一つの置体に収められている」という要件を満たす場合は、複数台数による運転を行う場合でも平成23年3月14日付け経済産業省告示第38号第4条の内容を適用する。	小型蒸気発電機導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続不要措置の適用	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項、同規則第56条、電気事業法第48条第1項、電気事業法施行規則第65条第1項第1号、同規則別表第二	B	-	-	本提案には二つの内容が含まれているところ、一つ目の要望については現行制度により対応が可能であり、二つ目の提案については条件に満たせば特区として実施可能である。 労働安全衛生法適用ボイラーについては、発電機の導入後も電気事業法の適用対象とせず、引き続き労働安全衛生法の対象とすることを求める提案については、規制の観点から異なるものの、両法の規制体系に大きな差はないものと考えられる。また、例えば、有資格者を置くことを求めている点では、電気事業法第43条の規定による、許可を得た場合、主任技術者免状を持たない者を主任技術者として選任できることとなっているなど、電気事業法適用対象となっているからといって必ずしも規制が強化されるわけではないと考える。 実務者打ち合わせの際のヒアリングによると、自治体は、労働安全衛生法における技術基準で認められているボイラーが、電気事業法では認められなくなるおそれがあることを懸念していたが、しかし、現在、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(以下、「省令」という。)は性能規定化されているため、発電設備の設置者が、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠を示すことができれば、省令に適合するものと判断するものである。自治体が導入したいと考えている設備の仕様等によっては、現行法令等で対応可能である可能性があるため、まずは詳細な設備の仕様等をお示しいただきたいと考える。 300kW未満等汽力発電の規制内容の対象範囲を、300kW未満等の発電機を複数台設置(これによって300kWを超える出力となる)にまで広げることとする提案については、一定の条件を満たす場合は、特区として対応可能と考える。 現状では、300kW未満等汽力発電の規制内容を定めた告示では、一構内に一組のボイラーとタービン発電機を設置してその出力が300kW未満と定めている。これは、事故等によりタービン発電機がボイラーに与える影響を考慮した結果、現状で300kW未満のタービン発電機であれば、その事故等によるリスクを考慮しても、ボイラー・タービン主任技術者の選任等を行う必要がないものとしたものである。一方、複数台で合計300kWを超えるような出力のタービン発電機が事故等によってボイラーに与える影響については、複合的な要素を加味する必要があり、そのリスクは、合計300kW未満のタービン発電機のものを超えるおそれもあるものと考えられ、原則としてボイラー・タービン主任技術者の選任による保安確保を図る必要がある。 このため、自治体からの実務者打ち合わせの際に説明にあったように、300kW未満の小型発電機を複数台設置し300kWを超えた場合にも、発電機単体への安全性に変化がないこと、ボイラーへの安全性に影響を与えないこと、等が技術的根拠をもって確認される必要がある。また、工事開始前から運転開始後における技術基準への適合維持義務を確実に果たす必要がある。これらの必要性を満たすため、専門家により構成される委員会等を設置し、当該設備における工事、維持及び運用における保安確保の措置(技術基準に適合していることの検討及び評価、事故時の連絡方法、事故情報の収集等)を講じるのであれば、特区として検討の余地はあるものとする。 また、事故に関する情報と分析結果等については、我が国における同様な設備の安全確保及び規制改正の情報として役立てられるよう国等へも提供される仕組みを作っていただきたい。		対応	理由等	所管省庁からは「自治体が導入したいと考えている設備の仕様等については、現行法令等で対応可能である可能性があるため、まずは詳細な設備の仕様等をお示しいただきたいと考える。」とあり、申請団体は当該設備の仕様等について現在詳細を詰めている段階であるため、本協議は継続する。	II			
あわじ環境未来島特区	839	太陽光発電施設設備における工場立地法上の規制緩和	・太陽光発電所については、水力発電所・地熱発電所と同様に工場立地法の適用除外とする。 ・または、工場立地法の運用において、「森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域に設置される場合であって、周囲の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」についての知事の判断基準を明確化する。その際、太陽光発電所は静的な施設であり、周囲の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められること、火力発電所の代替施設として二酸化炭素排出量の削減に資するものと考えられることを踏まえた基準明確化を行う。	太陽光発電施設設備における工場立地法上の規制緩和	経済産業省地域経済G立地環境整備課	・工場立地法第4条第1項 ・工場立地法第9条第2項 ・工場立地法施行規則第2条 ・工場立地に関する準則第1条、第2条、別表第1 ・工場立地法運用例規集2-2-3(12)	A-2	平成24年3月12日に開催した産構審工場立地法検討小委員会の検討結果に基づき、パブリックコメント等を経て、必要な措置を行う予定。	平成24年3月12日に開催された産構審審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、太陽光発電施設における工場立地法上の規制緩和についての検討を行い、太陽光発電施設を工場立地法の規制対象外とするなどの内容について了承を得たところ。今後、小委員会の検討結果を踏まえて政省令の改正等、必要な措置を行う予定。		対応	理由等	工場立地法検討小委員会の検討結果を踏まえて今後講じられる措置の具体的内容を確認した上で対応したい。	II				
あわじ環境未来島特区	840	太陽光発電付随設備に係る設置許可の柔軟化	・太陽光発電についても、風力発電と同様、発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付随施設の建築を目的とした行為でないため、それ自体としては開発許可を要しない旨を明確化する。 ・また、太陽光発電施設の架台下に、施設の管理施設を設置する場合についても、開発許可を要しない旨を明確化する。	太陽光発電付随設備に係る設置許可の柔軟化	国土交通省都市局都市計画課	都市計画法第4条第12項、第29条	D		太陽光発電施設に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、開発許可権者(都道府県知事、政令市、中核市、特別市又は地方自治法に基づく事務処理市町村の長)の判断により、主として当該付随施設の建築を目的とした行為ではないことから、それ自体として開発許可を要しないと運用することは、現行制度において可能である。		対応	理由等	「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)も踏まえ、風力発電機と同様に太陽光発電設備の付随施設についても開発許可を不要とする旨、開発許可制度運用指針等において明確化されたい。 その際、市街化調整区域に限定しない取扱いとするよう留意されたい。	国土交通省は、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)に定められた措置を行う。	I			
あわじ環境未来島特区	841	太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和	・太陽光発電所は静的な発電所であることから、電気主任技術者の設置に関する規制を緩和する。 ・具体的には、2000kW未満の太陽光発電所については、保安規定を満足した上で、1人の有資格者による複数施設の兼任を認めること、1000kW未満の自家用電気工作物のように電気保安協会などへの外部委託を認める。	太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和	経済産業省電力安全課	電気事業法第43条電気事業法施行規則第52条第2項、第3項	A-2	H25年度 H24年度検討 H25年度省令改正	本提案は現行制度により対応が可能である上、今後全国展開で実施する予定。 自治体は、2000kW未満の太陽電池発電設備に係る電気主任技術者について兼任を認めるべきと要望しているが、兼任の承認要件は平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に定めて公表しており、その中では太陽電池発電設備を含め、出力が2000kWを超える場合又は兼任させようとする事業場が6を超える場合には、審査に慎重を期すこととしているものの、今回自治体が求めているのは2000kW未満の設備に関する兼任であり、現行の法令で実施可能と考える。 また、外部委託できる上限を現行の1,000kW未満から2,000kW未満に引き上げるべきとの要望については、平成24年度に全国的対応として検討を開始することとした。		対応	理由等	検討の方向性については了解。但し、早期に結論を得て措置を講じてほしい。平成24年7月の固定価格買取制度の開始を踏まえ、遅くとも平成24年度前半の措置をお願いしたい。	自治体の要望時期に沿った検討がなされるかどうかを確認するとともに、必要に応じた協議を行う。	II			

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施、B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
あわじ環境未来島特区	836	小型蒸気発電機導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続不要措置の適用		B	-	-	<p>本提案には二つの内容が含まれているところ、一つ目の要望については現行制度により対応が可能であり、二つ目の提案については条件に満たせば特区として実施可能である。</p> <p>労働安全衛生法適用ボイラーについては、発電機の導入後も電気事業法の適用対象とせず、引き続き労働安全衛生法の対象とすることを求める提案については、規制の観点から異なるものの、両法の規制体系に大きな差はないものとする。また、例えば、有資格者を置くことを求めている点では、電気事業法第43条の規定によると、許可を得た場合、主任技術者免状を持たない者を主任技術者として選任できることとなっているなど、電気事業法適用対象となっているからといって必ずしも規制が強化されるわけではないものとする。</p> <p>実務者打ち合わせの際のヒアリングによると、自治体は、労働安全衛生法における技術基準で認められていたボイラーが、電気事業法では認められなくなるおそれがあることを懸念していた。しかし、現在、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(以下、「省令」という。)は性能規定化されているため、発電設備の設置者が、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠を示すことができれば、省令に適合するものと判断するものである。自治体が導入したいと考えている設備の仕様等によっては、現行法令等で対応可能である可能性があるため、詳細な設備の仕様等をお示しいただけることを引き続きお待ち申し上げている。</p> <p>300kW未満等汽力発電の規制内容の対象範囲を、300kW未満等の発電機を複数台設置(これによって300kWを超える出力となる)にまで広げることを求める提案については、一定の条件を満たす場合は、特区として対応可能と考える。</p> <p>現状では、300kW未満等汽力発電の規制内容を定めた告示では、一構内に一組のボイラーとタービン発電機を設置してその出力が300kW未満と定めている。これは、事故等によりタービン発電機がボイラーに与える影響を考慮した結果、現状で300kW未満のタービン発電機であれば、その事故等によるリスクを考慮しても、ボイラー・タービン主任技術者の選任等を行う必要がないものとしたものである。一方、複数台で合計300kWを超えるような出力のタービン発電機が事故等によってボイラーに与える影響については、複合的な要素を加味する必要があり、そのリスクは、合計300kW未満のタービン発電機のものを超えるおそれもあるものと考えられ、原則としてボイラー・タービン主任技術者の選任による保安確保を図る必要がある。</p> <p>このため、以下の条件を満たす場合に限り、特区としての対応が可能であるため、引き続きこれらに関するご説をお待ち申し上げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・300kW未満の小型発電機を複数台設置し300kWを超えた場合にも、発電機単体への安全性に変化がないこと、ボイラーへの安全性に影響を与えないこと、等が技術的根拠をもって確認されること。</li> <li>・専門家により構成される委員会等を設置し、当該設備における工事、維持及び運用における保安確保の措置(技術基準に適合していることの検討及び評価、事故時の連絡方法、事故情報の収集等)を講ずること。</li> <li>・事故に関する情報と分析結果等については、我が国における同様な設備の安全確保及び規制改正の情報として役立てられるよう国等へも提供される仕組みを作っていくこと。</li> </ul>	b	<p>・設備の仕様等の詳細を示した際は、提案内容の実現に向け十分に検討いただくことを条件に了解。</p> <p>・また、事故に関する情報と分析結果等を国等へ提供する仕組みづくりについては、本件提案に限ることではなく、我が国における同様な設備の安全確保及び規制改正など、国の政策決定に資するものであることから、国の責任において検討を進めていただきたい。</p>	B	自治体が導入したいと考えている設備の仕様の具体内容を明らかにしたうえで、経済産業省と引き続き協議をすること。	II
あわじ環境未来島特区	839	太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和		A-2	平成24年7月目途に措置	平成24年3月12日に開催された産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、太陽光発電施設における工場立地法上の規制緩和についての検討を行い、太陽光発電施設を工場立地法の規制対象外とするなどの内容について了承を得たところ。小委員会の検討結果を踏まえ、太陽光発電施設を工場立地法の規制対象外とするための政令改正については、平成24年6月1日付けで施行済み。また、環境施設に位置付けるための省令等の改正については、今後必要な措置を行う予定。	a		A-2		I	
あわじ環境未来島特区	840	太陽光発電付随設備に係る設置許可の柔軟化							D			I
あわじ環境未来島特区	841	太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和		A-2	平成25年度	H24年度検討結論H25年度省令改正	<p>外部委託できる太陽電池発電設備の出力上限について、現行の1,000kW未満から2,000kW未満への引き上げを検討しているところであるが、主任技術者は自主保安の要であることから、引き上げにあたっては、他の発電方式との比較の観点も交えながら、太陽電池設備に対する技術動向や事故事例、保安体制等の調査を行い、当該設備が有するリスク及び引き上げの影響を踏まえた安全性等を検証するため、一定規模のデータ収集や技術的検討ことが不可欠であり、短期間で自治体の要望を実現させることは困難である。上記の事情を踏まえ、平成24年度中結論、平成24年度末から平成25年度早期の省令改正を見込んでいる。</p>	a		A-2		I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)										国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等					
あわじ環境未来島特区	842	太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化	系統連系申請にかかる日数を短縮し、迅速な送電を可能とするため、電気事業法第95条第3項の規定に基づき電力系統利用協議会が定めている「電力系統利用協議会ルール」における接続検討時間の短縮(現行3ヶ月以内を30日以内)を求める。	太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化	資源エネルギー庁 電力基盤整備課	電気事業法第95条第3項 電力系統利用協議会:「電力系統利用協議会ルール」	A-2	平成24年度中に措置※	2月27日に5者会議(※)の初会合を開催。当該会議を定期的に開催し、このなかで再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの運用や各電力会社の取り組み等の改善を行う。	○電気事業法95条3項で定める支援業務規定(電力系統利用協議会の業務内容、就業規定等)は、根拠法令にはあたらない。 ○また、電力系統利用協議会ルールは、電気事業者間等(中立者(学識経験者)、再エネ事業者、一般電気事業者、卸・自家発電)で定めたルールであり、国が定めた法律やガイドライン等で規制しているものではない。 ○他方で、国としても規制・制度改革の一環として、再生可能エネルギー事業者、電力会社と経済産業省による検討を既に開始したところであり、再生可能エネルギー事業者等の意見を聞き、接続申請を円滑化するための標準処理期間の規定について、必要な改善点を検討し、所要の措置を講ずる。		a			I			
あわじ環境未来島特区	843	太陽光発電施設設置に係るJIS適合要件の緩和	土地に自立して設置される太陽光発電設備については、JIS C8955の適合要件を緩和する。	太陽光発電施設設置に係るJIS適合要件の緩和	経済産業省 原子力・安全保安院 電力安全課・経済産業省環境生活標準化推進室	電気設備に関する技術基準を定める省令第4条 電気設備の技術基準の解釈第46条 日本工業規格 JIS C 8955(2004)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」	B	-		本提案については、JIS C 8955(2004)によらずとも、電気設備に関する技術基準を定める省令第4条及び電気設備の技術基準の解釈の基準を満たしていれば架台の設置は可能であるが、実務者協議の議論の中で、JIS C 8955(2004)によらずして別途電気事業法の技術基準に適合することを証明することはコストがかかるため、電気事業法において引用しているJISを改正してほしいという要望であることが判明した。  JISは、鉱工業品の種類、型式等を全国的に統一するために制定している全国共通の規格であり、特定の地域に限定して定められるものではないため、総合特区における規制緩和に個別に対応する性格のものではない。 しかしながら、最近の太陽光発電をめぐる技術や環境の変化を踏まえ、JIS C8955の改正について検討を進めていることから、具体的改正要望をデータとともに示しいただきたい。 提出された提案内容を確認のうえ、JISの改正委員会に資料として提出し、学識者を含む利害関係者の検討に委ね、改正案を検討することとしたい。  また、今後、当該JIS規格の改正が行われた場合には、改正後の規格が上記省令で定める技術基準を満たすものであるかについて、検討を行う予定。		a	現状、定量的なデータ集積には至っていないことから、現時点で具体的な数値を示すことはできないが、数値の提示に必要な検証作業を進めていきたいと考えている。		I			
あわじ環境未来島特区	844	太陽光発電施設設置に係る低圧(直流)範囲の緩和	低圧範囲を現行の750Vから1000Vまで緩和する。 *海外の主要国では、低圧範囲は1000Vまでが一般的であり、海外で広く流通しているインバータは1000V程度まで対応できるものが多い。	太陽光発電施設設置に係る低圧(直流)範囲の緩和	経済産業省 原子力・安全保安院 電力安全課	電気事業法 電気設備に関する技術基準を定める省令第4条	C	平成24年7月	平成24年3月から条文作成作業、パブリックコメント等を行う。	本提案の提案理由については全国的な対応を実施する予定。 電圧については、太陽電池発電設備であるか否かにかかわらず、その危険度に応じ、低圧、高圧及び特別高圧に分類しているところ、低圧範囲の拡大は感電・火災の危険度上昇につながるから困難である。 材料費増大に関しては、「平成22年度 電気設備技術基準関連規格等調査」において、1500V以下の太陽電池発電設備に用いられるケーブルに係る施設条件等の検討を行っており、従来低圧のみで使用が認められていたケーブル構造を直流1500V以下の太陽電池発電設備にも認めるなど、基準の合理化を図ることとしている。この調査結果に基づき、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」に定める技術的要件を具体的に示した「電気設備の技術基準の解釈」を改正する予定である。なお、当該省令に定める技術的要件は当該解釈に限定されるものではなく、十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば当該省令に適合するものと判断されるため、現状でも使用は可能と考える。		a			I			
あわじ環境未来島特区	849	市民ファンドに係る手続きの簡素化	・市民ファンド等でみなし有価証券の所有者数が500名以上、あるいは1億円以上となる場合の有価証券届出書と継続開示についての有価証券報告書の提出義務の緩和につき、環境配慮型の設備投資に関しては、500人、1億円の基準を、例えば1000人、5億円まで引き上げる。	市民ファンドに係る手続きの簡素化	金融庁総務企画局 企業開示課	金融商品取引法第2条第3項第3号、同法第3条第1項第3号、同法第4条第1項第5号、金融商品取引法施行令第1条の7の2、同令第2条の9	E	-		金商法上そのファンドの持分保有者が500名以上であり、ファンドの出資金の総額が1億円以上である場合に開示規制がかかることとなっている。この趣旨は、当該ファンドの目的、投資対象、投資状況等の情報は投資者にとって重要な情報であることから、投資者に対して当該ファンド情報を開示することにより投資者保護を図るものである。 従って、当該ファンドを特区に創設したとしても、一次的又は二次的に投資者は必ずしも特区に限定されず、投資者は投資に必要な情報を当該ファンドから容易に取得することができないため、投資者保護の観点から対応は困難である。 ただし、上記開示規制は、市民ファンドの出資持分が金商法上のみなし有価証券に該当する場合、事業として行う有価証券の投資額が出資金の50%以下であれば適用されない。 また、当該市民ファンドの出資者がその出資の額を超えて収益の配当等を受けることとされていない場合には、金商法上のみなし有価証券には該当しないこととなる。		d	現在「あわじ環境市民ファンドの創設」の実施内容を検討中であり、直接ソーラーパネルを取得する場合、メガソーラーなどの他の会社が行う事業に対して有価証券を取得する形で環境配慮型事業投資を行う場合、融資を行う場合など複数のケースを想定しているため、改めて協議させていただきたい。	所管省庁との協議を実施するためには、市民ファンドに係る詳細及び対象としている事業の概要について今後具体化していく必要がある。	IV			
あわじ環境未来島特区	859	EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の簡素化	EVの充電器について、「一構内・複数需要場所」という考え方を導入し、一般電気事業者の選択約款の拡充により、「一の需要場所」でも「複数の需給契約」を選択可能にする。	EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能性	経済産業省 資源エネルギー庁 電力市場整備課	電気事業法施行規則	A-2	24年3月	実施済み	自治体が提案する事業が実施できるように、一定の要件を満たす急速充電器については別途の契約が可能となるように電気事業法施行規則を改正し本年3月23日付けで施行済み。		b	本年4月頃までに施行予定とされている電気事業法施行規則の改正内容を確認した上で対応を考えたい。	平成24年3月の省令改正の内容で、事業が実施できるかどうかを確認する必要があり、これにより総合特区事業を推進することができない場合は、引き続き協議を行うこととする。	II			

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
あわじ環境未来島特区	842	太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化							A-2		I
あわじ環境未来島特区	843	太陽光発電施設設置に係る架台設置に関するJIS適合要件の緩和							B		I
あわじ環境未来島特区	844	太陽光発電施設設置に係る低圧(直流)範囲の緩和							C		I
あわじ環境未来島特区	849	市民ファンドに係る手続きの簡素化							E	要望の実現に向けて、自治体は市民ファンドに係る詳細及び対象としている事業の概要について具体化を行うことが必要。 一旦協議は終了するが、具体化をしたうえで、秋以降に金融庁と改めて協議を行うこと。	IV
あわじ環境未来島特区	859	EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化		A-2	24年3月	実施済み	一定の要件を満たす急速充電器については別途の契約が可能となるように電気事業法施行規則を改正し本年3月23日付けで施行済みであり、提案されている事業が実施可能であるものと認識している。万一、自治体が改正内容を確認した上で対応不可と判断した場合は、引き続き協議することとしたい。	a	A-2		I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
あわじ環境未来島特区	860	電動アシスト自転車の電力補助の最大比率の引き上げ	・電動アシスト自転車の電力補助の最大比率を引き上げ、人力と電力補助の比率を、現行の最大1対2(10km/h以下)から最大1対3(10km/h以下)とする。 ・10km/hから24km/hまで徐々に比率を下げ、電力補助を行う最高速度は現行どおり24km/hとする。	電動アシスト自転車の電力補助の最大比率の引き上げ	警察庁 交通企画課	道路交通法第2条第1項第11号の2、道路交通法施行規則第1条の3	C	- (指定自治体が実施する時期)	- (指定自治体のスケジュール)	前回意見のとおり、駆動補助付自転車の補助率の引上げについては、様々な観点から総合的な検討が必要であるところ、補助率を引き上げたときの安全性等が認められていない現時点においては、まずは、公道以外の場所において実際に想定される様々な条件で実証実験を行うなど安全性等の確認を行っていただく必要があると考えています。		c	・ご提供いただいた「電動アシスト自転車の安全利用に関する調査研究報告書」では、アシスト比率1:3は「安全利用のための味付け」面で配慮が望まれるとされながらも、被験者から比較的高い評価を得ており、特に坂道発進、坂道走行では肯定の意見が目立つ。1:3を不可とする理由は何か、明確な根拠がある場合はお示しいただきたい。 ・実際の公道上での利用を検討するに当たっては、多種多様な道路環境での利用データを蓄積する必要がある。公道以外の場所で一定の利用データを蓄積した後、特区内の限定された区域内で公道走行実証を行い、様々な条件下での利用データの蓄積を図ることを通じて、補助率を引き上げた際の安全性等を確認していきたいと考えているので、再度検討をお願いしたい。	実務者協議において1:3を不可とする理由については既に所管省庁より述べられており、今後、協議を継続するためには、本件特区内の安全性等の確認結果を踏まえた電力補助率の引き上げの必要性を具体的に説明する必要がある。	III
あわじ環境未来島特区	861	ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設	・最大2名が乗車できる小型車両の規格(ミニカーと軽自動車の中間)を新設する。 《想定仕様》 モーター出力2kW、バッテリー容量2kWh、充電時間2時間、1充電走行距離 16km	ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設	警察庁 交通企画課	道路交通法施行令第22条第1号、道路交通法施行規則第7条の13	D	-	-	定格出力が0.60キロワットを超える原動機を有する普通自動車(一定の農業用薬剤散布車を除く。)の乗車人員は、道路運送車両法に基づく自動車検査証等に記載された乗車定員によって定まることとされていることから、御提案のような規格の車両の乗車人員を2人以上にすることについて道路交通法上の制限はありません。		a			I
あわじ環境未来島特区	861	ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設	・最大2名が乗車できる小型車両の規格(ミニカーと軽自動車の中間)を新設する。 《想定仕様》 モーター出力2kW、バッテリー容量2kWh、充電時間2時間、1充電走行距離 16km	ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設	国土交通省 自動車局技術政策課	道路運送車両の保安基準第55条又は第56条	C	-	-	①自治体が提案するミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設については、その車両の使われ方などの交通社会における位置づけがまだ明確になっておらず、検討には一定の時間を要する。 ②一方、このような車両の公道走行については、安全面及び環境面において支障がないことなどを条件に、道路運送車両の保安基準の緩和等の措置が可能である。 ③実務者レベルの場においても、自治体からは公道を走行することについての要望があったものと承知しており、当該車両の公道走行が可能となるよう措置することで、自治体の希望する事業が実施できるものと考えている。		b	平成24年度に島内数箇所複数利用ケースを想定して日産ニューモビリティコンセプト等の公道走行実証を実施する予定であり、国土交通省のご支援をお願いしたい。また、その成果も活用いただきながら、ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設検討を進めていただきたい。		I

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
あわじ環境未来島特区	860	電動アシスト自転車の電力補助の最大比率の引き上げ		C	(指定自治体の実施する時期)	(指定自治体のスケジュール)	アシスト比率1:3の駆動補助付自転車について「低速での巡航、旋回時は、軽い変速ギアを選択していると不要なアシスト力が掛かるおそれがある」等の安全利用に当たっての注意点が「電動アシスト自転車の安全利用に関する調査研究報告書」においても指摘されているとおり、現在認められている比率を超えて補助率を引き上げた駆動補助付自転車については安全性等が認められていません。 したがって、補助率を1:2を超える比率に引き上げたときの安全性等が認められていない現時点においては、補助率を引き上げた駆動補助付自転車の公道での走行を認めることはできず、まずは、公道以外の場所において実際に想定される様々な条件で実証実験を行い、安全性等の確認を行っていただく必要があると考えています。	b	・「電動アシスト自転車の安全利用に関する調査研究報告書」では2輪車を調査対象としているが、本件では、高齢者が安心して乗ることができる安定性の高い3輪、4輪の電動アシスト自転車の導入が必要と考えている。 ・このため、本件で検討している、より車重の重い高齢者用3輪、4輪電動アシスト自転車についても、補助率を引き上げた際の安全利用に関する調査研究をお願いしたい。	C	要望の実現に向けて、まずは自治体が公道以外の場所での走行実験を行うことが必要。 一旦協議は終了するが、走行実験をしたうえで、秋以降に警察庁と改めて協議を行うこと。 また、警察庁には自治体が行う実験への助言、3輪および4輪の電動アシスト自転車についても安全利用に関する調査研究をお願いしたい。	IV
あわじ環境未来島特区	861	ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設							D		I	
あわじ環境未来島特区	861	ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設							C		I	